

各位

会社名 日本電子株式会社

代表者名 代表取締役社長兼 COO 大井 泉

(コード番号 6951 東証プライム市場)

問い合わせ先 執行役員 経営戦略室長 塩田 将司

TEL (042) 543-1111

業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役、非業務執行取締役および国外居住者を除く。)および当社と委任契約を締結している執行役員(国外居住者を除く。以下、取締役と併せて「取締役等」という。)を対象として2018年度より導入している業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)の継続および一部改定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、取締役等を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、本制度を導入しており、2022 年度以降も一部改定のうえ、継続いたします。
- (2) 本制度は、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託(以下「BIP信託」という。)と称される仕組みを用いた株式報酬制度です。BIP信託は、欧米の業績連動型株式報酬(Performance Share)制度および譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度と同様の役員に対するインセンティブ・プランです。当社は、取締役等の退任後(取締役等が海外赴任により国外居住者となることが決定した場合は当該決定後、取締役等が死亡した場合は死亡後。以下同じ。)に、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資としてBIP信託により取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)を、業績目標の達成度等に応じて交付または給付(以下「交付等」という。)します。
- (3) 本制度の継続にあたっては、下記 2. に記載のとおり、当社が既に設定している BIP信託(以下「本信託」という。)の信託契約の変更を行います。なお、本信託の延長時に本信託内に残存する当社株式および金銭は延長後の本信託に継承することとし、追加の株式取得はいたしません。

2. 本制度の一部改定について

本制度の継続にあたっては、既に設定している本信託の信託期間を延長するとともに、2018年6月27日開催の第71回定時株主総会の第7号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件」にて承認を得た範囲内で、以下のとおり制度の内容を一部改定します。なお、以下に記載する内容を除き、現行の本制度の内容を維持いたします。

(1) 対象期間および信託期間

当社は、2019 年 3 月 31 日で終了する事業年度から 2022 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの期間の合計 4 事業年度(以下「当初対象期間」という。)を対象として、当社が金銭を拠出することにより設定した本信託を用いて本制度を導入しておりましたが、本信託の信託期間の延長を行うことにより、新中期経営計画の対象となる 2023 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの期間の合計 3 事業年度(以下「対象期間」という。)を対象として本制度を継続します。

また、本信託の延長後の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続することがあります。

(2) 取締役等が交付等を受ける当社株式等の数の算定方法

取締役等には、信託期間中の毎年6月に、役位に基づき計算される基準ポイントに、同年3月31日で終了する事業年度(延長後の初回は2023年3月31日で終了する事業年度。以下「対象事業年度」という。)における業績達成度等に応じて変動する業績連動係数を乗じ算出されたポイントが株式交付ポイントとして付与されます。株式交付ポイントは、各事業年度における業績達成度等に応じて、基準ポイントの50~170%の範囲で変動します。業績達成度等を評価する指標は、各対象事業年度における連結売上高、連結営業利益、自己資本利益率(ROE)等とします。

なお、1ポイントは当社普通株式1株としますが、信託期間中に株式分割、株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、 分割比率、併合比率等に応じた調整がなされます(※)。

(※) 2018 年 10 月 1 日付で当社普通株式 2 株を 1 株とする株式併合を行ったため、本制度の延長時点において取締役等が保有する当初対象期間にかかるポイントについては 0.5 を乗じた上で延長後の本制度のポイントとして引き継ぐものとします。

(ご参考) 信託契約の内容

①信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

②信託の目的 取締役等に対するインセンティブの付与

③委託者 当社

④受託者 三菱UF J 信託銀行株式会社

(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

⑤受益者 取締役等のうち受益者要件を満たす者

⑥信託管理人 当社と利害関係のない第三者

⑦信託期間延長合意日 2022年5月18日(予定)

⑧信託の期間 2018年8月27日~2022年8月31日(変更前)

2018年8月27日~2025年8月31日(予定)(変更後)

⑨制度開始日 2018年8月27日

⑩議決権行使⑪取得株式の種類労性しない・当社普通株式

迎帰属権利者 当社

⑬残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資

金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

以 上